

吹田市教育長候補者 募集要項

【受付期間】

令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）午後5時まで

（第1次選考）

☐応募内容及び論文による書類審査を実施

（第2次選考）

☐個別面接を実施

【選考日時】

第1次選考 受付期間内に「吹田市電子申込システム」にて申込み

第2次選考 令和8年11月23日（月・祝）（予定）

【結果発表】

第1次選考 令和8年11月13日（金）（予定）

第2次選考 令和8年12月2日（水）（予定）

吹田市教育長候補者募集要項

1 趣旨

人格が高潔で、教育行政に関する豊かな職務経験を活かし、教育行政に取り組む人材を広く募集するものです。

2 職務等

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第4条第1項の規定に基づき置かれる職で、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命します。

その職務は、教育委員会を代表し、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどること及び教育委員会事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督すること等とされています。（地教行法第13条）

3 応募資格

次の(1)から(6)までの全ての条件を満たしている人

- (1) 吹田市にゆかりのある人。
(例：吹田市教育行政に関わりのある人、吹田市在住・在勤の人など)
- (2) 日本国籍を有し、満25歳以上の人
- (3) 教育行政に関し識見を有する人
- (4) 学校、行政又は民間企業等で管理職として5年以上の職務経験を有する人
- (5) 就任後、吹田市内に通勤可能な人
- (6) 地教行法に定める以下の欠格事由に該当しない人
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者

※教育長には、地方自治法・地教行法において以下の義務が規定されています。

(1) 兼職の禁止（地教行法第6条）

以下の職との兼職が禁止されています。

- ・地方公共団体の議会の議員
- ・地方公共団体の長
- ・地方公共団体に執行機関として置かれている委員会の委員
- ・地方公共団体の常勤の職員等

(2) 職務に専念する義務（地教行法第11条第5項）

(3) 政治的行為の制限（地教行法第11条第6項）

政党その他の政治的団体の役員となること、積極的に政治運動を行うことが禁止さ

れています。

(4) 営利企業等の従事制限（地教行法第11条第7項）

(5) 請負の禁止（地方自治法第180条の5第6項）

以下のような一定の請負関係のある業務者となることが禁止されています。

- ・当該地方公共団体に対し、教育委員会の職務に関し請負をする者及びその支配人になること
- ・主として上記と同様の請負の行為をする法人の無限責任社員、取締役等になること

4 身分、職務内容、その他勤務条件

(1) 身分

地方公務員法第3条第3項第1号に規定する特別職（常勤）の地方公務員

(2) 職務内容

- ・教育委員会の会議を主宰すること並びに教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどること及び事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督すること。
- ・教育委員会を代表すること。

(3) 任期

市議会同意後、令和8年12月24日から3年間

(4) 給与等

吹田市特別職の職員の給与に関する条例に基づき支給します。

（令和8年9月時点）

給料月額 827,000円

年収 約1,600万円

(5) 勤務地

吹田市教育委員会事務局（吹田市朝日町3番）

(6) 勤務時間等

原則として、一般職の常勤職員の勤務時間等に相当する勤務となりますが、行事への出席や災害時における出勤などで、夜間、土曜日、日曜日、祝日等に勤務する場合があります。

【参考】

吹田市一般職の常勤職員

勤務時間は原則、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く日の午前9時から午後5時30分まで（休憩時間45分）。

5 応募期間

令和8年10月1日(木)から令和8年10月30日(金) 午後5時まで

6 応募方法

吹田市電子申込システムでの受付のみ。(窓口、郵送での受付は行いません。)

下記 URL から応募フォームにアクセスし、手続きを行ってください。

(1) 応募先等

吹田市電子申込システムから応募してください。

<https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019085/1045353.htm>

【注意事項】

- ・メンテナンス等によるシステムの停止、使用されるパソコン等や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
余裕を持って期限内に申し込んでください。
- ・ドメイン「city.suita.osaka.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。

(2) 添付書類

ア 顔写真データ (jpeg 形式、jpg 形式、png 形式)

- ・ピクセルサイズ (推奨) : 縦 560 ピクセル×横 420 ピクセル
- ・ファイルサイズ : 最大 1 MB
- ・申込前 3 か月以内に撮影したもの
- ・正面、脱帽、上半身、無背景
- ・ファイル名 : 「氏 名」としてください。

(例 : 吹田 太郎.jpg)

イ 選考申込書

- ・氏名、住所のほか、学歴・職歴、志望理由等を入力してください。
- ・Excel 形式の指定様式へ入力 (手書き不可) し、アップロードしてください。
- ・ファイル名 : 「氏 名」としてください。

(例 : 吹田 太郎.xlsx)

ウ 論文

- ・Word 形式の指定様式にて作成し、アップロードしてください。
- ・ファイル名 : 「氏 名」としてください。

(例 : 吹田 太郎.docx)

7 課題論文のテーマ

テーマ「吹田市における私が目指す学校教育とその実現に向けた取組」

本文2,000字以内

※論文は日本語で作成され、未発表のものに限ります。

8 応募手続の流れ

(1) 電子申込システムにて申込み（応募締切：令和8年10月30日 午後5時まで）

(2) 受付完了メールの確認

- ・登録したメールアドレスに「申込完了通知メール」が電子申込システムから自動送信されます。「申込完了通知メール」が届かない場合は、申込手続に不備がある可能性があるため、問合せ先にあるメールアドレスに件名を「教育長公募」として、メールにて連絡してください。
- ・「申込完了通知メール」に記載されている「整理番号」と「パスワード」は、「受験番号連絡メール」を受け取るまで保存してください。

(3) 受験番号連絡メールの確認（令和8年11月4日に送信予定）

- ・登録したメールアドレスにメールを送信しますので、受験番号を確認してください。
- ・1日経過してもメールが届かない場合は、問合せ先にあるメールアドレスに件名を「教育長公募」として、メールにて連絡してください。

9 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考）

応募内容及び論文により、書類審査を行います。

なお、選考結果を合格者に対して、申込時に入力いただいたメールアドレス宛てに通知します。（令和8年11月13日頃に通知予定）

また、合格者の受験番号を市ウェブサイト公表します。

(2) 第2次選考（面接選考）（令和8年11月23日に実施予定）

個別面接を実施します。

なお、選考結果を第2次選考受験者全員に対して、簡易書留にて発送します。（令和8年12月2日頃に発送予定）

また、合格者の受験番号を市ウェブサイト公表します。

10 候補者決定から就任までの手続

教育長候補者（第2次選考合格者）は、地教行法第4条第1項の規定により、地方公共団

体の長が、議会の同意を得て任命します。（議会の同意が得られない場合は、教育長として選任を受けることができません。）

教育長候補者が、地教行法に定める欠格事由に該当することが判明した場合、合格を取り消します。

なお、議会の提案に当たっては、議案に氏名、生年月、住所及び本籍地の一部、経歴が掲載されます。（市ウェブサイトに掲載される際は、一部マスキング処理します。）

1 1 その他

- （１）提出された書類については返却しません。なお、提出書類等により取得した個人情報については、選考以外の目的には使用しません。
- （２）最終合格者については、最終合格決定通知後に、任命上の資格調査照会を本籍のある市町村宛てに行います。また、応募資格や経歴等の確認のため、関係先に照会する場合があります。
- （３）応募資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、提出書類の記入事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- （４）合格後に、教育長の職に必要な適格性を欠くおそれがあると認められる事由が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

12. 問合せ先

吹田市教育委員会事務局 学校教育部教育総務室

〒564-0061 吹田市朝日町 3 番 412 号

電 話：06-6155-8063

メール：kyosomu@city.suita.osaka.jp